

## 金融商品の開示拡充へ

制度調査部  
吉井 一洋

### 時価評価の範囲も拡大か

#### 【要約】

企業会計基準委員会（ASBJ）は、現在、金融商品専門委員会で、金融商品会計基準の見直しを検討している。検討の内容は次のとおりである。

企業会計上の有価証券の範囲を見直す。

金融商品の時価等の開示を拡充する。

は、「金融商品取引法」による有価証券の定義見直しに対応するものである。では、時価評価・開示の対象となる有価証券の範囲の拡大、貸付金・借入金等の時価の開示、ヘッジ目的のデリバティブの時価情報開示などが検討されている。

については2007年6月、については年内に会計基準等が公表される予定である。

#### 1. 金融商品専門委員会の検討内容

ASBJ（企業会計基準委員会）は、現在、金融商品専門委員会で、金融商品の会計基準および開示について見直しを行っている。具体的には次の内容の検討を行っている。  
金融商品取引法による有価証券の範囲の見直しに合わせて、企業会計上の有価証券の範囲を見直す。  
金融商品の時価等の開示を拡充する。

については、公開草案は公表せず、2007年6月頃に最終的な会計基準を公表する予定である。新基準は、金融商品取引法の有価証券の定義の見直しに関する部分が施行（2007年9月の模様）された後に終了する決算期（及び中間決算期）から適用される予定である。順調に行けば、2007年9月中間期から適用されることになる。

については、2007年7月に会計基準と適用指針の公開草案、2007年末までに最終の会計基準と適用指針を公表する予定である。適用指針の名前は「金融商品に係る時価の開示に関する適用指針」の予定である。

上記の改正にあわせ、日本公認会計士協会（JICPA）の「金融商品会計に関する実務指針」や「金融商品会計に関するQ&A」の改正も行われる予定である。

#### 2. 有価証券の範囲の見直し

金融商品取引法の制定により、有価証券（みなし有価証券を含む）の範囲も下記のように拡張されている。このうち、みなし有価証券の（ロ）の「信託の受益権」及び（ハ）の外国の者に対する権利で（ロ）の「信託受益権」の性格を有するもので、現状も有価証券として取り扱われていないものを、企業会計上の有価証券の範囲から除外する方向で検討されている。

**「有価証券」**

- (1) 国債証券
- (2) 地方債証券
- (3) 特別の法律により法人の発行する債券
- (4) 資産流動化法に規定する特定社債
- (5) 社債券
- (6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- (7) 優先出資法に規定する優先出資証券
- (8) 資産流動化法に規定する優先出資証券、新優先出資引受権証券
- (9) 株券、新株予約権証券
- (10) 投資信託・外国投資信託の受益証券
- (11) (いわゆる会社型投資信託の) 投資証券、投資法人債券、外国投資証券
- (12) 貸付信託の受益証券
- (13) 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券
- (14) 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券
- (15) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち内閣府令で定めるもの

**(16) 抵当証券法に規定する抵当証券**

- (17) 外国又は外国の者が発行する(1)～(9)(12)～(16)の性質を有する証券・証書
- (18) 外国の者の発行する証券・証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付け等を業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- (19) (金融商品市場、外国金融商品市場、店頭デリバティブ取引における) オプションを表示する証券・証書
- (20) 預託証券・証書(原証券・証書の発行国以外で発行されるもの)
- (21) 流通性その他の事情を勘案して、公益又は投資者保護を確保することが必要なものとして政令で定める証券・証書

**「みなし有価証券」**

- (イ) 次に掲げる「有価証券表示権利」で、券面が発行されていないもの  
前記1.の(1)～(15)、(17)((16)の性質を有するものを除く)、(18)の有価証券に表示されるべき権利  
前記1.の(16)、(17)((16)の性質を有するものに限る)、(19)～(21)の有価証券であって内閣府令で定めるものに表示されるべき権利

**(ロ) 信託の受益権****(ハ) 外国の者に対する権利で(ロ)の権利の性質を有するもの****(ニ) 合名会社・合資会社の社員権(政令で定めるものに限る)、合同会社の社員権**

(ホ) 外国法人の社員権で(ニ)の性質を有するもの

**(ヘ) 集団投資スキーム持分****(ト) 外国法令に基づく権利で(ヘ)の権利に類するもの**

(チ) 経済的性質その他の事情を勘案し、有価証券とみなすことにより公益・投資者保護を確保することが必

要かつ適当と認められるものとして政令で定める権利

( )太字部分が、現行の証券取引法との主な相違点である。

### 3. 金融商品の開示の拡充

#### (1) 時価評価及び開示対象の見直し

##### 有価証券

現行の金融商品会計基準では、「市場価格の無い」有価証券は時価評価の対象から除外されている（JICPAの実務指針では、「時価のないもの」を時価評価の対象から除外している）。これを受けて、財務諸表等の注記における時価等の開示についても、「市場価格の無い」有価証券を時価情報の開示対象から除外している。

金融商品専門委員会では時価評価や時価の開示から除外される有価証券の範囲を、「市場価格の無い」有価証券ではなく、「時価を把握することが極めて困難と認められる」有価証券に限定する方向で検討している。

これにより、現在は時価評価及び時価の開示の対象から除外されている有価証券（一部の私募債など）も、時価評価及び時価の開示対象に加わる可能性がある。具体的にどのようなものが時価評価・開示の対象に加わるかについては、JICPAの適用指針やQ&Aの見直しにより明らかにされていくものと思われる。

##### 売掛金・受取手形、貸付金、借入金、自社発行社債

現行の会計基準では売掛金・受取手形、貸付金、借入金、自社発行社債は時価評価の対象外である。この点については変更予定は無い。

ただし、注記での時価の開示は求めていく方向で検討されている。時価としては次のようなものが例示されている。貸借対照表に時価で計上するわけではなく、注記に利用が限定された時価であるため、それほどの厳密さは求められていない。

売掛金・受取手形：一定の期間ごとに区分した債権ごとに割り引いた現在価値に基づき対応する貸倒引当金を控除した額

長期貸付金：将来キャッシュ・フローを、国債利回りに貸付先の信用スプレッドを加えた割引率により割り引いた現在価値

借入金：元利金の合計額を同様の新規の借入れを行う場合の金利により割り引いた現在価値

自社発行社債：市場価格。市場価格がないものについては、残存期間ごとに区分し、元利金を自社の信用リスクを加味した割引率で割り引いた現在価値

借入金や自社発行社債などの金銭債務については、次の金額を時価とする方法も例示されている。

- ・元利金の合計を約定金利の変動のみを反映した割引率で割り引いた債務の額
- ・元利金の合計を無リスク利率で割り引いた債務の額

#### (2) 開示内容の拡充

開示内容についても、以下のように拡充する方向で検討されている。

現在は、デリバティブについてのみ「取引の状況に関する事項」として定性的情報の開示を求めている。これをデリバティブ以外の金融商品にも拡張し、金融商品全般について、「金融商品の状況に関する事項」として次の情報を開示する。

金融商品に関する取組方針

金融商品の内容・リスク

リスク管理体制

現在、デリバティブについては、ヘッジ目的以外のものに限り、定量的情報（契約額、時価、評価損益等）の開示を求めている。これを拡充し、ヘッジ目的のデリバティブについても同様の定量的情報の開示を求めることとする。

ヘッジ目的のデリバティブのうち、「金利スワップの特例」の対象となる金利スワップや「振当処理」の対象となる為替予約等については、ヘッジ対象と一体として、時価を注記することも認められる。例えば、次のような時価を注記することが例示されている。

「金利スワップの特例」の場合

：ヘッジ対象の貸付や借入と金利スワップを含めた元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される利率で割り引いた現在価値

「振当処理」の場合：振当レートで換算した額